

市民活動の法制度と支援に関する日韓比較

申 龍 徹

はじめに

本稿は、公的サービスに対する提供において国家や地方自治体に対する行政依存度が極めて高い日本と韓国における市民活動の法制度の基本的枠組みとそれに基づいて行われている行政支援について比較を行うものである。両国において、市民活動の歴史が浅いこと及び法制度の制定がごく最近のことであることから、体系的かつ総合的な比較はそれほど容易なことではないが、市民活動の法的根拠として基本的な法制度の内容と仕組みを比較しその相違について議論を進めることは、市民活動の国際化はもちろん市民の手による相互理解のための学際的意義は少なくないはずである⁽¹⁾。

2005年に政府が発表した「日本21世紀ビジョン」は、2030年における日本社会の姿を予想し、「豊かな公・小さな官」の中に、「小さくて効率的な政府」・「自立的な分権社会」とともに「非政府が担う《公》の拡大」を取り上げ、「企業、NPO、社会的企業家など幅広い非政府主体が《公》を担い社会のニーズに対応する。民間組織を始め多面的な政策論争が行われる。NPOが運営の透明性や安定性を確保し社会の信頼を得ることで、経済社会活動に占める割合が高まる」と述べている⁽²⁾。

周知のように、社会一般における「NPO」は、Non-Profit Organizationの略称で、利益追求を主たる目的としない「非営利団体」を意味し、一般的にはボランティアなどの市民が行う社会的または公益的活動をさす言葉として用いられている。類似する概念としては、非政府組織をあらわす「NGO」(Non-Governmental Organization)やNGOのうち

(1) NGOの法的枠組み分析の意義として、法制度はNGO活動を展開する上で必要な物的基盤の提供に寄与していること、市民活動の拡大において情報の提供や活動領域の拡大に寄与すること、市民社会の人的資源とボランティアエネルギーを開発しこれを積極的に活用する上で法制度の役割は重要であるといえる。パク、サンピル(Park, Sangpil)「NGOの活性化のための法的考察」(討論会資料、2002)民主社会政策研究院・参加社会研究所共同主催。

(2) 内閣府編『日本21世紀ビジョン』国立印刷局、2005：22頁。

主に地域組織として活動する「CBO」(Community-Based Organization)、市民社会団体をさす「CSO」(Civil-Society Organization)などがあり、活動の性格、場、程度の差はあるが、欧米諸国をはじめ多くの国々においてほぼ普遍的な活動として定着しつつあるといえる⁽³⁾。社会一般においては、ボランティア活動、コミュニティ活動、その他の公益的活動などとともに、NGO・NPO活動が市民活動の中核として位置づけられている。

本稿では、このような多様な市民の諸社会的活動を「市民活動」とし、日韓における市民活動の現在的意義を踏まえ、市民活動にかかわる法制度の制定とその主な内容、運用状況とその過程で生じている問題点について述べた後、両国の市民活動に関連する法条文を直接比較する方法をとり、その特徴を明らかにしたいと考えている。すなわち、日本においては「特定非営利活動促進法」(1998年制定、以下、NPO法という。)を、韓国においては「非営利民間団体支援法」(2000年制定)・「志願奉仕活動基本法」(2005年制定、以下、ボランティア活動基本法という。)をその対象とし、それぞれの法律の①法律制定の目的、②用語の定義、③原則または基本方向、④設立など、⑤報告と公開、⑥解散など、⑦禁止と罰則の7つを基準に法律条文を対照させる方法で、それぞれの法制度の規定上の特徴を明らかにしたいと考えている。

1. 「特定非営利活動促進法」(NPO法)の主な内容と現況

日本においては、1995年の阪神淡路大震災をきっかけに、公的サービスにおける過度な行政依存から市民や地域が主体となって環境保全・福祉・介護・教育・防災など様々な「市民社会サービス」や地域の身近な政策課題のあり方を問う動きが広がり、市民活動として組織化・活発化しつつある⁽⁴⁾。

日本におけるNPO議論の形成は、3つの系譜をもつとされる。すなわち、①1970年代以降の福祉国家の危機と社会サービスの民間化、②1980年代以降の市民生活におけるライフサイクルの転換と社会参加活動への意識向上、③1990年前後の企業の社会貢献に対する

(3) これらの概念の整理については、山岡義典編著『NPO基礎講座』ぎょうせい、1997：6～9頁参照。

(4) 市民社会サービスについては、武藤博己『入札改革：談合社会を変える』岩波新書、2003：89頁以降参照。

認識変化がそれである⁽⁵⁾。また、市民活動の担い手たる市民活動団体の基準について1990年代前半に行われた市民活動団体の調査での抽出基準は、次の4点であった。すなわち、①活動・事業内容に、独創性・創意性・非営利性・継続性があること、②設立主体が行政機関や業界団体の主導ではないこと、③活動拠点が行政機関や業界団体に置かれていないこと、④活動経費のうち、2分の1以上が自前で確保されていること（すなわち、行政からの補助金が2分の1を超えないこと）の4つであった⁽⁶⁾。

政府においては、このような市民活動の広がりや政策ニーズとして捉え、「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進」（法第1条）することを目的として、1998年（平成10年）12月に「特定非営利活動促進法」を制定し、「法人格」が認められた。すなわち、NPO法は、公益的な活動を行う団体が比較的簡単な手続きで法人格を取得できるように民法34条の公益法人の特別法という位置づけである。特定非営利活動法人（NPO法人）の自主性、自律性を尊重する観点から、様々な形で行政の関与を極力抑制しており、設立手続において認証主義を採用するとともに、NPO法人は自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えがとられている点が大きな特徴となっている。

このNPO法による特定非営利活動法人になれる団体は、次のような要件を満たすことが必要とされた。すなわち、①特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、②営利を目的としないこと、③社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと、④役員のうち報酬をうける者の数が、役員総数の3分の1以下であること、⑤宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと、⑥特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと、⑦暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体でないこと、⑧10人以上の社員を有することなどである⁽⁷⁾。

他方、「特定非営利活動」とは、その活動を主な目的とする「特定非営利活動法人」（法第2条第2項）として、①NPO法別表に掲げる活動に該当する活動（17分野の活動）であること及び②不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするこの2つの条件を満たす活動である。

(5) 東京都政策報道室『行政とNPO：東京のNPOをめぐる』（都市生活に関する調査）、1996：59～61頁。

(6) 総合研究開発機構（NIRA）『市民公益活動基盤整備に関する調査研究』1994参照。

(7) 堀田力・雨宮孝子『NPO法コンメンタール』日本評論社、1998。また、「特集NPO法の検討：市民活動団体の法人化について」『ジュリスト』（第1105号）1997が詳細に説明している。

その後、NPO法人の活動の一層の発展を図る観点から、2003年（平成15年）5月より「改正NPO法」が施行された⁽⁸⁾。その主な改正点は、①特定非営利活動の種類を追加、②設立認証の申請手続の簡素化、③暴力団を排除するための措置の強化の3つであり、NPO法の運営上において、①「主たる目的性」及び「非営利性」の法定要件への適合性の一層の明確化、②「市民への説明要請」の実施の2点に重点が置かれた改正であったといえる⁽⁹⁾。すなわち、具体的には、法定要件のうち、「主たる目的性」及び「非営利性」への適合性について、必要不可欠な最低限の運用上の判断基準を明確化し、より一層透明性の確保を図るとともに、NPO法人の説明責任と市民による選択・監視機能の一層の発揮を図るため、NPO法人自らが広く市民に対して自主的に説明を行うよう要請することを軸に据えた運用を認証及び監督の両段階において一貫して行うことであった。

ところが、官によるNPOへの支援は必ずしも良いことではなかった。NPOに対する公的支援の功罪も指摘された。中でも、NPOに対して、市民へのサービス事業者または市民の行政参加の媒体としての機能を期待し、その期待に対し支援を行うことにより自治体の事務を「担ってもらおう」という発想が公的支援の最終的な目的になっていく傾向への懸念である⁽¹⁰⁾。また、主に条例によって支えられている市民活動への公的支援は、権利よりは義務の方が先に規定されるアンバランスな状況、すなわち、「支援のあり方を条例で規定しようとした途端、その性質上、行政と市民活動との間に禁止——許可、権利——義務の関係がつくられ、行政＝権限を持つ者、市民団体＝恩恵の享受者といった両者の関係性が固定される」というジレンマが生じることである⁽¹¹⁾。しかし、こうした問題状況を抱えながらも市民活動に係わる団体数は、飛躍的に増加しつつある。

(8) 熊代昭彦『新日本のNPO法』ぎょうせい、2003。

(9) 内閣府国民生活局「NPO法の運用方針について」平成15年3月25日（平成15年12月18日改定）。主な内容については、内閣府国民生活局『市民活動の一層の発展を目指したNPO法の運用のあり方について～論点整理～』（「NPO法の適切な運用等に関する検討会」報告について）2003年2月4日。

(10) 松原明「NPOに必要な支援とは何か？」『月刊自治研』（第535号）、2004：37頁。

(11) 菅原敏夫「NPO支援条例の問題点」『月刊自治研』（第535号）、2004：61～62頁。

表1 特定非営利活動促進法に基づく申請受理数等の都道府県別現況

都道府県	受理数	認証数	不認証数	解散数	認証取消数
北海道	1,030	961	0	23	3
青森県	191	179	0	3	0
岩手県	243	224	0	3	0
宮城県	411	381	0	11	0
秋田県	126	123	0	4	0
山形県	211	197	0	1	0
福島県	328	301	1	2	0
茨城県	325	307	0	8	0
栃木県	289	274	0	7	0
群馬県	449	418	1	17	0
埼玉県	887	826	0	14	2
千葉県	1,032	990	0	21	1
東京都	5,065	4,695	106	118	0
神奈川県	1,647	1,539	0	41	6
新潟県	362	342	0	9	0
富山県	155	144	0	2	0
石川県	193	179	0	1	0
福井県	161	156	0	5	0
山梨県	160	151	0	1	0
長野県	578	518	0	11	0
岐阜県	363	331	0	2	0
静岡県	578	531	0	12	0
愛知県	862	806	0	17	0
三重県	388	367	1	14	3
滋賀県	284	268	0	9	0
京都府	685	646	0	15	0
大阪府	2,080	1,934	1	48	2
兵庫県	943	869	3	19	0
奈良県	201	194	0	4	0
和歌山県	205	189	0	1	0
鳥取県	106	97	0	1	0
島根県	134	131	0	0	0
岡山県	309	280	1	17	3
広島県	401	384	2	10	0
山口県	241	224	0	7	2
徳島県	138	130	0	0	0
香川県	153	145	2	1	0
愛媛県	201	186	0	4	0
高知県	170	157	0	5	0
福岡県	853	807	1	38	7
佐賀県	176	165	0	6	0
長崎県	240	234	0	4	0
熊本県	312	295	2	5	0
大分県	282	259	1	3	0
宮崎県	167	152	0	2	0
鹿児島県	276	252	0	2	0
沖縄県	223	208	0	4	0
都道府県計	24,792	23,146	122	552	29
内閣府	2,274	2,074	89	58	7
全国計	27,066	25,220	211	610	36

(出典) 1998年12月～2006年1月までの累計、内閣府国民生活局NPOホームページより。

表2 定款に記載された特定非営利活動の種類（複数回答、参考の増加数はH17.9月末比）

号数	活動の種類	法人数	割合 (%)	(参考)増加数
第1号	保健・医療又は福祉の増進を図る活動	14,092	56.9	678
第2号	社会教育の推進を図る活動	11,640	47.0	523
第3号	まちづくりの推進を図る活動	9,947	40.2	510
第4号	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	7,954	32.1	387
第5号	環境の保全を図る活動	7,144	28.8	329
第6号	災害救援活動	1,628	6.6	82
第7号	地域安全活動	2,313	9.3	141
第8号	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	3,775	15.2	170
第9号	国際協力の活動	5,255	21.2	177
第10号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	2,215	8.9	87
第11号	子どもの健全育成を図る活動	9,810	39.6	482
第12号	情報化社会の発展を図る活動	1,800	7.3	168
第13号	科学技術の振興を図る活動	890	3.6	79
第14号	経済活動の活性化を図る活動	2,428	9.8	256
第15号	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	2,981	12.0	334
第16号	消費者の保護を図る活動	1,068	4.3	101
第17号	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	11,069	44.7	570

(注) 1つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は100%にはならない。また、第12号から第16号までは、改正NPO法施行日（平成15年5月1日）以降に申請して認証された分のみが対象である。出典は、同上。

2. 韓国における市民活動の形成

他方、韓国における市民活動の歴史は、1960年代から1980年代半ばにおける社会民主化運動にそのルーツが置かれている。もちろん、4・19学生義挙（1960年）や戦前の独立運動にまでその範囲を広げることにも不可能ではないが、市民運動の現在の要素を勘案すれば、1980年代の反独裁運動としての社会民主化運動こそ1990年代以降の市民運動を方向づけた源泉であったと見るべきであろう。すなわち、1987年の「民主抗争」がこれらの時代を区分けする大きな転換点であったといえる。

こうした時代区分を踏まえ、NPOよりはNGO活動という名称が一般的に定着してい

る韓国NGOの成長過程上の特徴は、次の3点に集約できる。すなわち、①政治の民主化をもたらす主導的役割を担ってきたこと、②1987年の民主化以降の社会運動の制度化を促してきたこと、③社会運動のグローバル化の3点であるが、これらの成長パターンは韓国特有のものではない。韓国特有の特徴は、短期間においてこれらの3つの過程が同時進行で経験されていることである⁽¹²⁾。

韓国における市民活動の特徴は、まず「用語」の面においてNPOよりはNGOの方がより一般的に使われていることである。韓国においてのNGOは、市民社会団体という意味合いを持っており、非営利のみならず労働団体・市民団体・社会福祉団体、ひいては学生団体までが非政府の領域に含まれる非常に包括的な概念となっている。それは、韓国のNGO活動の多くは、1980年代以来の民主化運動の連続線上において派生したものであり、社会改革に対する国民的共感の中、労働団体から民族統一団体までその幅は広く、NGOが市民運動として出発するのは後述する「経済正義実践市民連合」の誕生（1989）からである。こうした、概念的な混在は、1997年の調査からも見られている（表3参照）。

次に「市民活動」の対象という面においては政治性を帯びた、すなわち世論形成をねらった社会的活動に重点が置かれていることである。こうした特徴の形成には、韓国特有の歴史的要素が強く働いていることに注意を払わなければならな

表3 1997年における市民団体の現況

団 体	本部	支部
労働	129	420
農漁民	40	163
青年	75	129
生活	58	164
人権	52	28
女性	136	334
市民	212	396
貧民	25	44
保健医療	104	315
環境	123	88
教育	83	93
言論・出版	63	1
福祉	316	969
文化芸術	305	205
仏教	80	120
キリスト教	138	383
儒教	8	42
元仏教	19	10
政治・行政・法律	17	42
民族宗教	10	73
民俗宗教	3	15
宗教一般	8	
カトリック教	47	78
国際	50	57
その他	34	157
体育レジャー	82	161
海外同胞	471	
学会	47	
学術	514	
主要経済団体	6	47
経済・経営団体	8	
技術及び検査・調査機関	25	21
研究機関	26	1
研究組合	21	
産業Ⅰ	53	96
産業Ⅱ	203	135
産業Ⅲ	157	432
奉仕	44	184
民族統一	107	108
計	3,899	5,569
総計		9,468

(12) イム、ヒョンジン (Im, Hyunjin) ・コン、ソッキ (Kong, Sucki) 「未来の韓国NGOの組織及び運営課題：運動の民主化とグローバル化」『NGO研究』（韓国NGO学会）、3（1）、2005。

い⁽¹³⁾。例えば、1980年代が労働運動や学生運動によって担われたとすれば、1990年代の市民運動の展開は、1989年設立された「経済正義実践市民連合」（以下、経実連という。）をはじめとする市民団体の活動がその原動力となっているといえる。この経実連は、進歩的な大学教授・弁護士・宗教人などが発起人となって「社会に蔓延する不合理の是正」をスローガンとした社会運動団体として、これまで社会変革運動に躊躇してきた一般市民のあつち支持をうける合法的な市民運動としてその組織を拡大してきた。

また、1994年に設立された「参与連帯」⁽¹⁴⁾は、海外進出企業の問題、地方自治、社会福祉、小額株主運動などについて社会的注意をうながす一方、環境問題の深刻化に対しては1993年に「環境運動連合」が発足するなど、様々な市民活動団体が市民の日常生活の視点から市民生活と関連する様々な社会問題の解決に力を注いでいる。

他方、市民活動の政治的側面を象徴するものとして、2004年の総選挙において政治的な運動として広がったいわゆる「落選運動」であった。すなわち、2000年4月の国会議員選挙において、環境問題・人権・消費者運動など500に近い各種市民団体の連合体として組織された「総選挙市民連帯」が、立候補を準備中の115人の候補者を「不適格者」（候補）として判定し、各政党に対し公認しないよう圧力をかけた。不適格判定の理由としては、職権乱用・不正行為・選挙法違反などの事実、民主的な憲政秩序の破壊や議会出席率の低さ、家族における兵役逃れ問題などであった。この115人のうち、立候補した86人に対する情報公開などの落選運動の末、59人が落選する結果となり、市民運動の拡散とその

(13) こうした特徴は「市民運動」という表現において明確に現れるといえる。韓国における市民団体の活動における政治性の浸透は、軍事独裁政権に対するいわゆる「政治民主化運動」の一貫として組織化され、一部は政治体制の中に、その残りが市民団体として制度的に進化してきたからである。こうした市民活動における政治的性格については、廉載鎬「韓国の市民社会とニューガバナンス：民主化以降の市民団体の政治化」『レヴァイアサン』（第31号）、2002：90以下参照。

(14) 正式な名称は、「参与民主社会と人権のための市民連帯」であり、その創立宣言文には次のような問題意識が述べられている。「われわれは今時代の転換期に立っています。……（中略）……しかし、市民的、政治的権利を確保する課題は未完の宿題として残されています。新しい世紀の到来を目前にしている今、われわれは至急に解決しなければならない数多い社会問題、人権問題を抱えています。疎外された人、抑圧されている人に対する無関心は同僚市民としての神聖なる義務を放棄する態度です。われわれは、必ず身体的・精神的・社会的に困難な近隣がもっと人間らしく生きられる要件を創っていきます。……（中略）……長い陣痛の末、われわれは新しい社会の志向点を『参与』（参加）と『人権』を2つの軸とする希望の共同体建設に設定しました。すべてが力を合わせて新しい時代、参与と人権の時代を創っていきましょう。」1994年9月10日創立宣言文から引用。

影響力の大きさを見せる実例となった⁽¹⁵⁾。

韓国のNGOに対する基本的現況は、2000年の「韓国民間団体総覧」においてその全体像を見ることができる。すなわち、①NGOの設立時期においては1987年以前が全体の約17%を、1987年以降が約83%を占めていることから、市民運動の本格化の時期はこの1987年を起点にしていること、②NGOの活動分野においては、政党・宗教・組合・学術親睦

表4 非営利民間団体の登録現況（2005年12月31日現在）

全 体			
5,913			
中央行政機関（国）		市・道（自治体）	
653		5,260	
行政自治部	107	ソウル市	706
文化観光部	108	釜山市	371
保健福祉部	80	大邱市	247
環境部	81	仁川市	303
統一部	61	光州市	234
外交通商部	53	大田市	198
教育人的資源部	21	蔚山市	179
農林部	21	京畿道	889
法務部	4	江原道	200
財政經濟部	12	忠清北道	216
情報通信部	9	忠清南道	222
労働部	24	全羅北道	341
女性部・家族部	15	全羅南道	254
建設交通部	3	慶尚北道	368
海洋水産部	12	慶尚南道	352
警察庁	6	济州道	180
農村振興庁	6	(注) その他は、海洋警察庁(3)、消防防災庁(1)、企画予算庁(1)、国家報勳処(2)、科学技術庁(1)、統計庁(1)、中小企業庁(1)、食品薬物庁(1)、特許庁(1)、金融監督庁(1)、文化財庁(1)、青少年委員会(3)の17団体である。	
山林庁	9		
産業資源部	3		
国防部	1		
その他(注)	17		

(出典) 行政自治部(2006)資料

(15) 詳細は、岡克彦「市民による参加型選挙活動の可能性と『落選運動』」長崎県立大学論集38(1)(通号131)2004;島村玄「落選運動が韓国に残したしこり『市民連帯』対『経実連』のもう一つの選挙戦」『アプロ21』8(4)(通号78)2004などで紹介されている。

団体が主な担い手であり、地域自治・社会サービス、環境など11分野が活動分野として分類できること、③通常のNGOは民法上の規定（第32条）による社団法人・財団法人と特別法による特殊法人など法人形態、法人格のない非法人形態によって区別され、法人形態が43.6%で、非法人が56.4%を占めていることがわかった⁽¹⁶⁾。

また、2003年末まで非営利民間団体支援法により中央行政機関及び市・道に登録した非営利民間団体は、中央行政機関（488団体）、市・道（4,135団体）の4,623団体であった⁽¹⁷⁾。

その後も市民団体の活動は持続的に成長しつづけ、「第4の権力」として位置づけられており、その社会的役割は大きくなった。中でも、地域的な成長とともに環境問題への取り組みが目立ち関連する団体の成長も大きな特徴である。

2003年に、80の市民団体共同で発刊する「市民の新聞」（www.ngotimes.net）が全国3,937の市民団体を対象に行った「市民団体の現況調査」の結果では、全体で409ある環境団体のうち近年3年間で設立されたのが88団体であり、78.9%を占める323の環境団体が1990年代に誕生したとわかった。とくに、新しい環境団体のほとんどは「生命の森」や「海甦り」など特定分野と地域を中心に活動していることが特徴である。

その上、これらの市民団体は、その数と予算規模においても増加傾向が顕著で、調査対象の市民団体全体の総予算は、1兆8,475億ウォン（約2,000億円）、各団体の平均予算規模は約6億円（約7,000万円）であった。対象市民団体の平均会員数は、1万4,800人で、分野別には経済と労働団体がそれぞれ6万9,200人と5万1,800人として相対的に多い会員を確保しており、続いて宗教関係が3万600人、社会福祉などの社会サービス関連が2万4,600人、国際関係8,800人、市民社会（NGO）が8,700人などであった。また、調査対象の3,937市民運動団体の中で、もっとも多い分野は社会サービスとして全体の33%（1,293団体）であり、その次を総合的なNGO分野の26%、民芸総と韓国芸総などの尋問分野の11%、そして環境分野が続いた。

しかし、これらの市民運動団体の中には政府機関から政府補助金をうけている団体も多く、官製団体として非難されることもしばしばである。例えば、2003年に行われた行政自治部・国政広報庁など14の中央行政機関及び放送委員会、国家人権委員会などの政府機関から565の市民団体に対し支援された予算額は、総額で約412億ウォン（約43億円）であり、市民団体への支援予算額からは行政自治部が182の団体に150億ウォン（約17億円）、保健福祉部が36の団体に85億ウォン（約9億円）、国防部が1の団体に29億ウォン（約3億

(16) 市民の新聞社・市民運動情報センター『韓国民間団体総覧』（2000年）。

(17) 行政自治部『行政自治白書』2004：233頁。

円)で上位を占めていた。このような支援予算については、「市民団体が改革運動をしながら政府機関から補助金をうけるのは独立性と道徳性に矛盾することではないか」と指摘されている。

また、市民運動団体の中で、社会サービス・NGO・文化などの3つの分野が調査対象団体全体の69.4%を占めており、市民社会の分野においては、市民社会一般(25.9%)・女性(23.2%)・消費者生活(19.5%)が、職能・社会団体においては、学会(23.1%)・奉仕団体(18.4%)・社会福祉団体(17.6%)が上位3を占めていることがわかった⁽¹⁸⁾。

他方、2006年の調査結果では、市民団体の総数は約23,500であり、人口1万人あたり5団体の市民活動団体が活動しており、ソウル市と首都圏に集中していることがわかった。それによれば、1997年に3,900団体であった市民活動団体は、2000年には7,600団体に、2003年には1万8,200に、そして2006年には2万3,500団体に集計され、10年間に約6倍に増えたことが明らかになった⁽¹⁹⁾。この調査では、全体市民団体の半数を超える約54.7%がソウル市と首都圏に設立・集中されており、ソウル市だけで全体の約37%の市民団体が位置していることがわかった。

また、そのうち、全国221の団体を中心に行った「市民団体ネットワーク分析」調査では、調査対象市民団体の20%は他の団体とのネットワークを持たない独立的な活動を行っており、残りの80%は何らかの形でネットワークを持っているもののその形態はゆるい連携に止まっていることがわかった。その上、これらのネットワークも、経実連、参与連帯、環境運動連合、ともにする市民運動、YWCAなどの主要市民団体に集中されているため、世論形成やその独占可能性に対する憂慮も提起されている。

表5 中央機関別市民団体への支援現況

機 関 名	市 民 団 体 数	支 援 額 (単位： 千 万 円)
財政経済部	109	18.8
教育部	1	0.3
統一部	1	4.5
行政自治部	182	150.0
女性部	77	20.0
国家人權委員会	61	11.5
文化観光部	3	7.0
保健福祉部	36	85.2
外交通商部	8	25.3
国防部	1	29.0
環境部	3	2.0
労働部	2	21.9
建設交通部	1	3.9
国家報勅処	6	1.0
農業振興庁	3	15.2
国政広報庁	32	8.3
言論財団	2	0.5
放送委員会	37	7.5
計	565	411.9

(出典) 『朝鮮日報』2004年9月1日

(18) 市民の新聞社・市民運動情報センター『韓国民間団体総覧』(2003年)。

(19) 市民の新聞社・市民運動情報センター『韓国民間団体総覧』(2006年)。

3. 「非営利民間団体支援法」の制定とその内容

韓国社会における市民団体の台頭は1990年代後半を中心に、非営利民間部門を統制又は動員の対象としてきた認識から脱皮し、国民の日常生活に密接に関連した非営利活動に対する効率的支援のための制度的装置が必要になったからである。このような制度的必要性については、1994年11月に民主自由党及び民主党の主導で「民間運動支援に関する法律案」が提案されたものの、官製団体に対する支援法の廃止とあいまって国会終了とともに廃案となったほか、1997年10月には新政治国民会議が中心となって「民間運動支援に関する法律」を発議したものの法案小委員会で保留となったこともあった。

しかし、金大中政府において定めた国政改革100大課題の中に民間運動の支援が含まれ、その立法論議が活発になった。1998年12月には韓国市民団体協議会の主導で「市民社会発展基本法案」の立法請願が、1999年10月には新政治国民会議の委員らが中心となり「非営利民間団体支援法案」が国会に提出され立法化されるに至った⁽²⁰⁾。

「非営利民間団体支援法」は、非営利民間団体の自発的な活動を保障し民間団体としての成長を支援することにより、非営利民間団体の公益活動の増進と民主社会の発展に寄与するために制定するものである。主な内容は、次のとおりである。

- ① 国家又は地方自治団体は、非営利民間団体の固有な活動領域を尊重し、非営利民間団体の創意性と専門性を発揮し公益活動に参加できるように積極的に努力すること（法第3条）。
- ② 支援をうけようとする非営利民間団体は、主務長官又は市・道知事に登録を申請しなければならない。主務部長官又は市・同知事は一定の条件を満たす非営利民間団体に対し登録を受理しなければならない（法第4条）。
- ③ 主務部長官又は市・道知事は、登録された非営利民間団体の公益事業の所要経費を支援することができる（法第6条）。
- ④ 国家又は地方自治団体は、登録された非営利民間団体に対する徴税減免と郵便料金の補助等を行うことができる（法第10条及び第11条）。

しかし、非営利民間団体に対する公的支援に関しては、様々な側面からその問題点が指摘されていた。例えば、2003年の行政自治部が行った38の非営利民間団体に対する抜き打

(20) 国会事務処法制予算室「非営利民間団体支援に関する立法方向と政策課題」『法制懸案』99(6)（通巻第91号）、1999。

ち調査では、政治改革市民連帯や民主時代フォーラムなど11の団体が事務室の運営中断や事実上の解散状態にあり、登録取消となった⁽²¹⁾。この調査では、多くの非営利民間団体が財政状況の悪化により、事務室の運営や常勤職員の人件費調達に困難を抱えていることが明らかになった。行政自治部においては、調査結果に表れた非営利民間団体への公的支援の課題について各界の意見を収斂し、次の改正に反映したいと述べている。

他方、非営利民間団体支援法施行の1周年を迎えた2001年の新聞記事では、この非営利民間団体支援法の運用上の問題点として次の6つを指摘した⁽²²⁾。すなわち、

- ① 団体登録において2つ以上の市・道に2つ以上の事務室を設けている団体の支部・本部の検証が難しい、すなわち、基本的には主務長官への登録を原則としているが、補助金の支援の根拠をつくるために存在しない支部を書類で作成する問題。
- ② 登録書類のうち、総会会議録提出においては12月に総会を開催する団体がほとんどであり、当該年度の会議録と前年度の総会会議録を一緒に提出することへの煩雑さ。
- ③ 支援法の運用に対する中央部署と地方自治団体の間の解釈の違い。
- ④ 支援法による事業補助金の申請資格の問題、すなわち、支援法に定められた常時会員数100人以上、公益活動実績1年以上という資格条件の緩和。
- ⑤ 支援方案の抽象性。
- ⑥ 支援事業補助金の2回分割支援と統合清算の要求問題。

がそれである。

このような公的支援をめぐる問題点に対する法制度上の対応も議論され、ハンナラ党の議員立法として非営利民間団体支援法の一改正案も提案された。その提案書は、「非営利民間団体、いわゆる市民団体による自発的な公益活動として公職社会の腐敗行為の監視をはじめ政治・経済・社会・文化・環境などの各分野において公益を増進させ、民主社会の発展に大きく寄与していることから国家及び地方自治団体においては優秀な非営利団体に対して補助金が支援されているが、現行法における支援対象事業の選定及び支援金額の決定、支援対象事業に対する事後評価過程が制度的に整備されておらず、そのため選定過程における不透明性、補助金の転用、事業終了後における不適切な会計報告の慣行など様々な問題点が出ている」と指摘している。

したがって、現行の補助金の事前支援方法を事業終了後の事業費などを清算し支援する

(21) 「ハンギョレ新聞」(2003年10月29日)。

(22) インターネット新聞「オマイニュース」(2001年1月13日)「非営利民間団体支援法施行1年をふりかえて」。

事後支援方式に転換し、現行の公益事業選定委員会を公益事業選定及び評価委員会に変え、評価機能を追加・補強するとともに、その構成及び役割を公正かつ効率的にすることが必要とし、

- ① 非営利民間団体の交付金支援事業は、現行の事業選定と同時に交付金を支援するものを、先に事業を施行した後、事業評価により交付金を事後に支援することとする。
- ② 事業の選定と評価、評価結果にしたがう支援金額の公正な決定のために「公益事業選定及び評価委員会」を設け、必要な審査のための事業評価小委員会を置くこと。
- ③ 公益事業の公正かつ透明な選定と専門的な会計検証のために「公益事業選定及び評価委員会」を15人以内の委員により構成し委員長は互選する、また、委員会の公正性及び専門性を確保するために公認会計士の資格所持者5人、大学や公共研究機関において非営利民間団体関連分野での副教授以上ないしこれに相当する職の経歴をもつ者3人が含まれるようにし、委員は国会議員または地方議員、政党の党员や登録された民間団体の利害関係者が任・職員を兼職することを禁ずる。
- ④ 非営利民間団体の支援事業の政治的悪用などを防止するために公益事業の種類と支援対象を限定する条項の新設。

などを提案した⁽²³⁾。

その上、「連帯会議」（市民社会団体連帯会議）の法制部会が提起した非営利民間団体への公的支援の問題点においても、①一貫性の欠如、②透明性の欠如、③成果に対する評価の欠如が指摘され、公的支援に対する問題の深刻さも指摘された⁽²⁴⁾。

(23) 国会資料「非営利民間団体支援法一部改正法律案」（ハンナラ党ユキジュン委員代表発議）2005年6月7日。

(24) 2003年までは行政自治部の方針（「地方自治団体予算編成基本指針」）により市民活動団体に対する補助は、「定額補助団体」（13団体）と「任意補助団体」の2種類があり、定額補助団体はほとんどが官製団体であり、両者の間には補助金額に大きな開きがあった。しかし、2004年度からこれら13の定額補助団体に対する補助制度は廃止し一元化され、地方自治団体の人口・予算規模・面積などの大きさと連動した補助金の上限基準が提示された。この社会団体補助金の総額上限制は、自治団体の自律的な決定を原則とし、自治団体ごとに「社会団体補助金支援に関する条例」の中に、補助金支援に関する審議委員会（委員15人以内）を設置し、事業実績や団体特性、関連法令や条例における支援の趣旨などを踏まえ決定することとした。市郡区のうち、ソウル市のある区の場合、2003年度に定額補助として約2億1,000万ウォン（約2,300万円）と任意補助として約2億8,000万ウォン（約3,000万円）の合計約5億2,000万ウォン（約5,500万円）であった社会団体に対する補助金は、この上限の導入により約3,700万ウォン（約400万円）増えた約5億6,000万ウォン（約6,000万円）となった。

4. 「ボランティア活動基本法」の制定過程とその内容

他方、2005年6月に、国会において満場一致で可決・制定された「ボランティア活動基本法」は、1994年にはじめて法案が上程されて以来11年間にわたり、部署間、団体間の異見により法の制定が見送られてきたが、2004年にボランティア専門家、ボランティア団体、関係部署などが参加した民間協議機構の「ボランティア活動推進企画団」の構成のもとでようやく制度化に辿り着いた。

2006年の2月5日から「ボランティア活動基本法」が施行され、これまで統一された基準がないまま、主に民間の領域において行われてきたボランティア活動が、もっと体系化されたことにくわえ、国家機関及び地方自治団体の支援が制度化されたことは大きな意味をもつといえる。すなわち、この法律においては、「無報酬性」・「自発性」・「非営利性」・「非政党性」・「非宗党性」の原則をその基本方向として定めたほか、国家機関や地方自治団体がボランティア活動に必要な行政的支援、国・公有財産の使用などにくわえ、「非営利民間団体支援法」により事業費の支援が可能になったことである。その上、各地方自治団体別に設置・運営しているボランティアセンターが活性化できるように積極的に努力し、それに必要な経費を支援することができるようになった。

他方、毎回の国政・地方選挙においていわゆるボランティアの名前のもとで行われている政治活動に対して明確な禁止・罰則規定が設けられた。すなわち、法第5条（政治活動及び禁止義務）において、「（第14条・第18条及び第19条に根拠し支援をうける）ボランティア団体及びボランティアセンターはその名義又はその代表の名義で特定政党又は特定人の選挙運動をしてはならない。」と定めており、これに違反した場合、その団体及び代表は3年以下の懲役又は600万ウォン（約70万円）以下の罰金刑に達する重刑をうけることとなった。これは、ボランティア活動の政治的悪用防止、ボランティアセンターや関連団体の「行政機関化」を防止するための安全措置であるが、とくに選挙との関連で設けられた措置だといえる。

この法律における選挙関連のボランティア活動の範囲は、公明選挙活動として民間団体の公明選挙監視団の活動や選挙管理委員会が運営するキャンペーン活動、選挙違反に対する市民監視活動として規定されている。このボランティア活動基本法の制定に関する経過は次のとおりである。

- 2004年 11月10日：「ボランティア活動基本法（案）」政府案提出

- 2005年 2月21日：（第252回国会、臨時会）ボランティア活動基本法案上程（第1次行政自治委員会）
- 2005年 4月6日：高委員代表発議「ボランティア活動振興基本法案」提出
- 2005年 4月18日：（第253回国会、臨時会）ボランティア活動基本法案上程（第1次行政自治委員会）
- 2005年 6月13日：（第254回国会、臨時会）ボランティア活動関連法の制定に関する公聴会開催（第1次行政自治委員会）
- 2005年 6月16日：（第254回国会、臨時会）第2次法案審査小委員会2件の法律の本会議不付議決定及び委員会代案提案
- 2005年 6月20日：第3次行政自治委員会、法案審査小委員会代案に対する修正要求
- 2005年 6月23日：第4次法案審査小委員会、代案の修正・議決
- 2005年 6月23日：第6次行政自治委員会、「ボランティア活動基本法案」（委員会代案）審査・議決
- 2005年 6月29日：「ボランティア活動基本法案（代案）」の本会議上程

このボランティア活動基本法案（政府提出案）は、①ボランティア活動支援対策の強化、②政治活動の禁止義務の新設、③ボランティア活動基金の設置などの点において、既存の法律との整合性に問題が生じる可能性があることが指摘され、その修正が求められた⁽²⁵⁾。このような修正プロセスの中で、政府案は法案審査委員会の代案に吸収・統合され、一本化された形で制定された。

この法案審査会の代案は、「ボランティア活動の振興のための国家などの責務とボランティアに関する基本的な事項を定め、国家及び地方自治団体から支援をうけるボランティアセンター及びボランティア団体は、その名義又は代表の名義で特定政党又は特定人の選挙運動行為を禁止し、ボランティアの日及びボランティア週間を定めることによりボランティア活動に対する国民の参加を促進し、国家による支援体系を強化するとともにボランティアセンター及びボランティア団体の政治的中立を確保すること」を目的と述べている。その代案の主な内容は、次のとおりである。

- ① ボランティア振興施策の基本方向（案第2条）、すなわち、無報酬性・自発性などのボランティアの基本原則のもとで誰もがボランティア活動へ自由に参加することができるようにし、民・官協力を土台にボランティア組織の自律性などが確保されるようにす

(25) 国会行政自治委員会「ボランティア活動基本法審査報告書」（2005年6月）。

る。

- ② ボランティア活動の振興のための国家などの責務（案第4条）、すなわち、国家及び地方自治団体はボランティア活動の振興施策を策定し、国民のボランティア活動を勧奨・支援することによりボランティア活動が健全な市民運動として定着できるようにその基盤を造成する。
- ③ 政治的活動などの禁止義務（案第5条及び第20条）、すなわち、国家及び地方自治団体から支援をうけるボランティアセンター及びボランティア団体の政治的中立性を確保するために、その名義及び代表の名義で特定政党又は特定人の選挙運動行為を禁止する規定の新設及びこれを違反する場合、他の法令との整合性を期するために罰則条項を新設する。
- ④ ボランティア活動の範囲（案第7条）、すなわち、社会福祉及び保健増進分野のみならず、環境、人権、交通、災難、文化、芸術、消費者保護、国際協力及び海外ボランティアなど多様な分野を広範囲に規定する。
- ⑤ ボランティア振興委員会の設置（案第8条）。
- ⑥ ボランティアの日及びボランティア週間（案第13条）。
- ⑦ ボランティアに対する保護（案第14条）。
- ⑧ ボランティアセンターの設置・運営及びボランティアセンターの長の資格要件など（案第19条）。

などであった。

この代案は、その後行われた公聴会を踏まえ、2005年8月に法律第7669号として制定された⁽²⁶⁾。この「ボランティア活動法」は、「市民社会の成熟にともないボランティア活動が社会各分野に広く拡散しており、これに対する国家的な次元での体系的な支援が不備な実情を踏まえ、ボランティア活動に対する基本的事項を法律で定め、国民のボランティア活動に対する参加意識を醸成するとともに幸せな社会的共同体の構築に寄与すること」を制定理由としており、主な内容は次のとおりである。

- ① ボランティア活動の振興のための国家などの責務（法第4条）、すなわち、国家及び

(26) 2005年6月に国会行政自治委員会主催の公聴会「ボランティア活動関連法の制定に関する公聴会」においては、政府法案の内容に対し、諸概念の明確化・国家及び地方自治団体の責務の明確化・専門機構の設置・ボランティア活動における年齢などの資格要件の明記・インセンティブや動機付与のあり方・関連する個別法の関係などについて議論が交わされた。また、法律制定後の課題として、ボランティア活動センターの充実・民間専門家を中心とする評価団の設置・住民主導の運営確保などが指摘された。

地方自治団体は、ボランティア活動に進行に関する施策を策定し、国民のボランティア活動を勧奨・支援することによりボランティア活動が健全な市民運動として定着できる社会的基盤を造成すること。

- ② ボランティア進行委員会の設置（法第8条）、すなわち、ボランティア活動の振興のための国家基本計画及び年度別施行計画などを審議するためのボランティア振興委員会を設置することとするが、ボランティア活動が社会全般において広く行われており、これに関連する業務も様々な中央行政機関と関連していることを勘案、国務総理所属として設置すること。
- ③ ボランティアの保護（法第14条）、すなわち、国家及び地方自治団体は、ボランティア活動が安全な環境のもとで行われるように努力しなければならない、ボランティアに対する保険の加入などの保護の種類と内容に関して必要な事項は大統領令で定めること。
- ④ 韓国ボランティア協議会の設立（法第17条）、すなわち、ボランティア団体は、会員間の協力及び事業支援などの全国単位のボランティア活動を振興・促進するために行政自治部長官の認可を得て韓国ボランティア協議会を設立できること。
- ⑤ ボランティアセンターの設置・運営（法第19条）、すなわち、国家機関及び地方自治団体は、ボランティアセンターを設置・運営することができ、必要な場合にはボランティアセンターを法人または非営利法人に委託し運営できること。

などである。

2006年3月に、行政自治部が発表した「ボランティアセンター活性化指針」によれば、その活性化に対する基本的方針は、次の6つに集約されている。すなわち、①ボランティアセンターは、自治団体ごとに1か所を設置し、住民のボランティアを活性化するインフラ機能を遂行する、②ボランティアセンターは、法人として運営または非営利法人に委託し、民主導での運営を原則とする、③ボランティアセンターは、官民協力のもとで住民のボランティア活動を開発・奨励・連携・協力し推進する、④ボランティアセンターは、地域社会の問題解決などのためにボランティアプログラムの開発を通じて住民の共同的参加能力の向上に寄与する、⑤ボランティアセンターは、政治的中立を確保するとともに、健全な市民運動の定着に努力する、⑥地方自治団体は、ボランティアの執行業務が自治事務であることを勘案し、ボランティアセンターに必要な経費を支援する、の6つである。

また、同指針では、重点課題として、①5か年計画の策定を通じてボランティア活動の方向設定、②各種委員会及び協議会の設置などの組織整備による政策成果システムの確保、③ボランティア及びその団体間の情報交流とネットワークの構築、④ボランティア保護の

ための保険または共済への加入、教育・研修の強化、⑤ボランティアセンターなどの組織基盤の強化、⑥ボランティアポータルサイトの構築による情報の共有とデータベースの構築による記録管理の体系化、を示した。

5. 市民活動に関する行政支援の仕組み

市民活動の中心であるNGO団体の活動に対する政府の支援は、大きく3つによって区分することができる。すなわち、所管機関である行政自治部による支援、その他の中央行政機関による支援、そして、地方自治団体による支援がそれである。

まず、所管機関である行政自治部が「非営利民間団体支援法」（2000）に基づき行う支援は、非営利民間団体支援法の第6条（補助金の支援）に根拠し、「非営利民間団体公益活動支援事業」を通じて行われており、その内容はNGOが申請した特定の公益事業に対してその事業費の一部を補助するものである。公開入札方式を採択し、「公益事業選定委員会」が選定するこの補助事業は、年間約100～150億ウォン（約13～19億円）で、全国事業に対する直接支援（50％）と市・道の自治団体を通じて行われる地域事業に残りの50％が補助される。

2004年度の場合、計100億ウォン（約12億円）の事業費が、全国事業として128団体の154事業に対して50億ウォン（約6.5億円）が、地域事業として1,285団体の1,286事業に残りの50億ウォンが支援された。

行政自治部によるNGOへの支援事業は、その領域を8つに区分しているが、「国民統合」、「文化市民社会の構築」、「ボランティア」、「安全文化及び災害災難」、「人権・疎外階層の保護」、「資源節約・環境保全」、「NGOの基盤構築・市民参加の拡大」、「国際交流協力」の8分野である⁽²⁷⁾。

行政自治部によるNGO支援に対しては、①直接支援に限られているが、NGO支援に対する法的根拠があり、支援の目的、手続きにおいて一貫性があること、②その申請と選定、評価とその反映などの手続きが公開されており、公正な基準と手続きが整っており、市民社会の自律性と参加を反映する仕組みであること、③支援に対する制度的保障は、市民社会の発展と参加民主主義の定着、そして政府とNGO間の関係構築に寄与す

(27) 行政自治部「行政自治白書」2005：65頁。

ることなどが取り上げられるが、支援予算の不安定⁽²⁸⁾、評価体制の再考、政治的プレッシャーの影響、地域事業における慣行上の問題、支援額の拡大などの改善課題と指摘されている⁽²⁹⁾。

次の中央政府の各機関が所管法に基づき個別に行う支援の場合、1988年までは各機関の必要に応じて「補助金の予算及び管理に関する法律」を根拠に個別的な支援が行われた。その後も、農林部をはじめ、外交通商部の外郭団体である韓国国際協力団の民間団体支援をあわせ、2002年末現在、155の民間団体に対し、約830億ウォン（約90億円）の支援が行われた。

3つ目の地方自治団体による支援の場合、2004年末現在200の自治団体がNGOの支援に関する条例を策定しており、各自治団体においてはその条例に基づき「社会団体補助金審査委員会」を構成し、委員会の審査を経て支援事業を選定している。しかし、特定団体（セマウル運動、正しく生きる運動、自由総連盟）に対する定額補助（特別法に基づく）が慣行的に行われる一方、一部の団体に対する重複支援やその選定手続きの不透明性が問題として指摘されている。これらの状況に対しては、「民間団体補助金の予算編成原則及び会計処理基準」（行政自治部）が示されているにもかかわらず、適正に見直しができる制度的仕組みが不備であることにくわえ、首長の恣意的な決定も大きな問題とされ、支援事業の公平性、透明性が問われているといえる。

韓国NGOは多くの課題を抱えており、その解決に際しては、次の点に注意を払うことが要求されている。すなわち、①大衆に基盤を置くNGOであること、②政策形成における媒体としての専門的能力の向上、③民主的な政治過程の確立、④NGOの自律性（self-control）の確保・維持、⑤政府との関係の再構築（自立性と連携）、⑥組織運営における透明性と道徳性、⑦情報化への対応と国際的連携の強化がそれである⁽³⁰⁾。

(28) 例えば、1999～2003年にかけて150億ウォンの規模であった全体予算額が2004年には100億ウォンへ3分の1が減少した。

(29) Kim, Dongchunほか「市民団体活動条件の改善のための非営利民間団体の支援事業の成果分析及び発展方案の研究」（行政自治部研究報告）、2005。

(30) キム、ヨンレ（Kim, Yonugrei）・キム、ヒョクレイ（Kim, Hyokrei）「韓国非政府組織（NGO）の現況と課題」韓国政治学会国際学術発表会、2005。

6. 市民活動関連法条文の比較

以下では、「特定非営利活動促進法」（1998）を基準に、韓国の「非営利民間団体支援法」・「同施行令」（2000）・及び「ボランティア活動基本法」（2005）のそれぞれの条文を、NPO法の、①法律制定の目的、②用語の定義、③原則または基本方向、④設立など、⑤支援及び報告と公開、⑥解散など、⑦禁止と罰則の7つの点に絞って、その相違について見ることにする。

表6 非営利（民間）活動に関する法条文の日韓比較

区分	特定非営利活動促進法（NPO法）	非営利民間団体支援法・施行令（ボランティア活動基本法）
(1) 法律の目的	<p>●第1条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>●第1条 この法律は、非営利民間団体の自発的な活動を保障し、健全な民間団体としての成長を支援することにより非営利団体の公益活動の増進とともに民主社会の発展に寄与することを目的とする。</p>
(2) 用語の定義 (活動内容)	<p>●第2条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。</p> <p>→別表（第二条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2. 社会教育の推進を図る活動 3. まちづくりの推進を図る活動 4. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 5. 環境の保全を図る活動 6. 災害救援活動 7. 地域安全活動 8. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 9. 国際協力の活動 10. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 11. 子どもの健全育成を図る活動 	<p>●第7条 この法律の適用を受けるボランティア活動の範囲は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉及び保健増進に関する活動 2. 地域社会開発・発展に関する活動 3. 環境保全及び自然保護に関する活動 4. 社会的弱者階層の権益増進及び青少年の育成保護に関する活動 5. 教育及び相談に関する活動 6. 人権擁護及び平和実現に関する活動 7. 犯罪予防及び先導に関する活動 8. 交通及び基礎秩序啓道に関する活動 9. 災難管理及び災害救護に関する活動 10. 文化・観光・芸術及び体育振興に関する活動

区 分	特定非営利活動促進法（NPO法）	非営利民間団体支援法・施行令 （ボランティア活動基本法）
(2) 用語の定義 (活動内容)	12. 情報化社会の発展を図る活動 13. 科学技術の振興を図る活動 14. 経済活動の活性化を図る活動 15. 職業能力の開発又は雇用機会の 拡充を支援する活動 16. 消費者の保護を図る活動 17. 前各号に掲げる活動を行う団体 の運営又は活動に関する連絡、助 言又は援助の活動	11. 腐敗防止及び消費者保護に關す る活動 12. 公明選挙に関する活動 13. 国際協力及び海外ボランティア 活動 14. 公共行政分野の事務支援に關す る活動 15. その他の公益事業の遂行又は住 民福利の増進に関する活動 【ボランティア活動基本法】
(2) 用語の定義 (活動団体)	<p>●第2条</p> <p>2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。</p> <p>1. 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。</p> <p>① 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。</p> <p>② 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。</p> <p>2. その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。</p> <p>① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。</p> <p>② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。</p> <p>③ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。</p>	<p>●第2条 この法律において「非営利民間団体」とは、営利の追求ではない公益活動を遂行することを主な目的とする民間団体として、次の各号の要件を満たす団体をいう。</p> <p>1. 事業の直接受益者が不特定多数であること</p> <p>2. 構成員の相互間の利益配分をしないこと</p> <p>3. 事実上特定政党又は選出職候補を支持・支援することを主たる目的とし、又は特定宗教の教理伝播を主な目的として設立・運営しないこと</p> <p>4. 常時の構成員数が100人以上であること</p> <p>5. 最近1年以上の公益活動実績を有すること</p> <p>6. 法人でない団体の場合には代表者又は管理人がいること</p>

区 分	特定非営利活動促進法（NPO法）	非営利民間団体支援法・施行令（ボランティア活動基本法）
(3) 原則・基本方針など	<p>●第3条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。</p> <p>2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。</p>	<p>●第3条 国家又は地方自治団体は、非営利民間団体の固有の活動領域を尊重しなければならない。創意性・専門性を発揮し公益活動に参加できるように積極的に努力しなければならない。</p>
(4) 設立など	<p>●第9条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その事務所が所在する都道府県の知事とする。</p> <p>2 特定非営利活動法人で2以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものにあつては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣とする。</p> <p>●第13条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。</p> <p>2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記簿謄本を添付した届出書を所轄庁に提出しなければならない。</p>	<p>●第4条 この法律が定めた支援を受けようとする非営利民間団体は、その主な公益活動を主管する長官（以下、主務長官という。）、特別市長・広域市長又は道知事（以下、市・道知事という。）に登録を申請しなければならない。登録申請を受けた主務長官又は市・道知事はその登録を受理しなければならない。</p> <p>2 主務長官又は市・道知事は、非営利民間団体が第1項の規定により登録される場合には、官報又は広報にこれを掲載すると同時に行政自治部長官に通知しなければならない。登録を変更する場合にも同様である。</p>
手続き	<p>●第10条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、内閣府令（前条第2項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあっては、都道府県の条例。第26条第3項、第44条第2項及び第44条の2を除き、以下同じ。）で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定 款 2. 役員に係る次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> ① 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。） ② 各役員が第20条各号に該当しないこと及び第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本 	<p>●第3条 法第4条第1項の規定により登録を申請しようとする非営利民間団体のうち、その事業範囲が2以上の特別市・広域市又は道（以下、市・道という。）にわたっており、2以上の市・道に事務所を設置・運営している団体の場合には、その主な公益活動を主管する長官（以下、主務長官という。）に、その他の場合には当該団体の事務所が所在している市・道の特別市長・広域市長又は道知事（以下、市・道知事という。）に別紙第1号書式による登録申請書に、次の各号の書類を添付して提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会則1部 2. 当該年度及び前年度の総会会議録各1部 3. 当該年度及び前年度の事業計画・収支予算書、前年度の決算書

区 分	特定非営利活動促進法（NPO法）	非営利民間団体支援法・施行令（ボランティア活動基本法）
手続き	<p>③ 各役員の住所又は居所を証する書面として内閣府令で定めるもの</p> <p>3. 社員のうち10以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面</p> <p>4. 第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面</p> <p>5. 設立趣旨書</p> <p>6. 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本</p> <p>7. 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書</p> <p>8. 設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書</p> <p>2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類を、申請書を受理した日から2月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>1. 申請のあった年月日</p> <p>2. 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的</p>	<p>各1部</p> <p>4. 会員名簿1部</p> <p>2 第1項の規定による登録申請書を受付した主務長官又は市・道知事は、登録申請書を受付した日から30日以内に、非営利民間団体の要件を満たす団体に対し別紙第2号書式による登録証を交付し、別紙第3号書式の登録台帳にこれを記載しなければならない。</p> <p>3 第2項の規定により登録証を交付した主務長官又は市・道知事は、直ちに官報又は市・道の広報にこれを掲載し、その事実を行政自治部長官に通知しなければならない。</p> <p>4 法第4条第2項の後段における「登録を変更する場合」とは、次の各号の場合をいい、登録の変更申請に関しては第1項ないし第3項の規定を準用する。この場合、主務長官又は市・道知事は従前の登録証を回収し、別紙第1号書式による登録変更申請書を受付けた日から受付した日から10日以内に新しい登録証を交付しなければならない。</p> <p>1. 団体の名称を変更する場合</p> <p>2. 代表者又は管理人を変更する場合</p> <p>3. 主な事務所所在地を変更した場合（市・道を異にした場合をいう。）</p> <p>4. 主な事業を変更した場合</p> <p>【非営利民間団体支援法施行令第3条】</p>
(5) 支援及び報告と公開など	<p>●第46条 特定非営利活動法人は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法</p>	<p>●第5条 非営利民間団体の活動は、自律性が保障されなければならない。</p> <p>2 行政自治部長官又は市・道知事は、公益活動に参加する非営利民間団体に対して必要な行政支援及びこの法律が定める財政支援を行うことができる。</p> <p>●第6条 行政自治部長官又は市・道知事は、第4条第1項の規定により登録された非営利民間団体（以下、登</p>

区 分	特定非営利活動促進法（NPO法）	非営利民間団体支援法・施行令 （ボランティア活動基本法）
<p>(5) 支援及び報告 と公開など</p>	<p>人（以下「特定非営利活動法人」という。）を除く。）」と、同条第5項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人を除く。）」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項及び第2項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第3項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人を除く。）」と、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第68条の6の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」を「みなされているもの（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。））」とする。</p> <p>2 特定非営利活動法人は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第3に掲げる法人とみなす。</p> <p>3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成3年法律第69号）その他地価税に関する法令の規定（同法第33条の規定を除く。）の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第6条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第7号に規定する人格のない社団等とみなす。</p> <p>●第46条の2 特定非営利活動法人が、租税特別措置法の定めるところによりその運営組織及び事業活動が適正であり、並びに公益の増進に資するものとして国税庁長官の認定を受けた場合において、個人又は法人が、当該認定を受けた特定非営利活動法人に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与</p>	<p>録非営利民間団体という。）に対して他の法律により補助金を交付する事業以外の事業として公益活動を推進するための事業（以下、公益事業という。）に対する所要経費を支援することができる。</p> <p>2 第1項の規定により支援する所要経費の範囲は、事業費を原則とする。</p> <p>3 第1項の規定により支援する補助金に関しては、この法律において別途に定めた場合を除き、「補助金の予算及び管理に関する法律」を準用する。</p> <p>●第10条 登録非営利民間団体に対しては徴税特例制限法及びその他の徴税に関する法令が定めるところにより徴税を減免することができる。</p> <p>●第11条 登録非営利民間団体の公益活動に必要な郵便物に対しては郵便料金の一部を減額することができ、その内容と範囲に関する事項は大統領令で定める。</p>

区 分	特定非営利活動促進法（NPO法）	非営利民間団体支援法・施行令 （ボランティア活動基本法）
(5) 支援及び報告 と公開など	をしたときは、同法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。	
報告など	<p>●第28条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、内閣府令で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書（次項、次条及び第34条第1項において「事業報告書等」という。）並びに役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（次項、次条及び第43条第1項において「役員名簿等」という。）を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>2 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第14条において準用する民法第51条第1項の設立の時の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第35条第1項の財産目録。次条第2項において同じ。）、役員名簿等又は定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写し（次条及び第43条第1項において「定款等」という。）の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。</p> <p>●第29条 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等（その記載事項に変更</p>	<p>●第9条 登録非営利民間団体が第8条の規定による事業計画書により事業を完了したときには、次の会計年度1月末まで事業報告書を作成し、行政自治部長官又は市・道知事に提出しなければならない。</p>

区 分	特定非営利活動促進法（NPO法）	非営利民間団体支援法・施行令 （ボランティア活動基本法）
報告など	<p>があった定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。）を所轄庁に提出しなければならない。</p> <p>2 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等若しくは役員名簿等（過去3年間に提出を受けたものに限る。）又は定款等について閲覧の請求があった場合には、内閣府令で定めるところにより、これを閲覧させなければならない。</p>	
(6) 解散など	<p>第31条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社員総会の決議 2. 定款で定めた解散事由の発生 3. 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 4. 社員の欠亡 5. 合併 6. 破産 7. 第43条の規定による設立の認証の取消し <p>2 前項第3号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第1項第3号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。</p> <p>4 清算人は、第1項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。</p>	<p>●第4条 主務長官又は市・道知事は、第3条の規定により登録された非営利民間団体が法第2条の規定による非営利民間団体としての要件を満たすことができなくなったときにはその登録を取り消すことができる。</p> <p>2 第1項の規定により登録を取消した主務長官又は市・道知事は、直ちに官報又は市・道の広報にこれを掲載し、その事実を行政自治部長官に通知しなければならない。</p> <p>3 主務長官又は市・道知事が第1項の規定により登録を取り消しようとするときは、行政手続法による聴聞を実施しなければならない。 【非営利民間団体支援法施行令】</p>
(7) 禁止と罰則 など	<p>●第47条 第42条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>●第48条 特定非営利活動法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その特定非営利活動法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その特定</p>	<p>●第13条 事業計画書に虚偽の事実を記載し、又は不正な方法により補助金の交付を受けた者は、3年以下の懲役又は1千万ウォン（約110万円）以下の罰金に処する。</p> <p>2 交付された補助金を事業計画書に記載した用途でない他の用途に使用した者は、1年以下の懲役又は5百</p>

区 分	特定非営利活動促進法（NPO法）	非営利民間団体支援法・施行令（ボランティア活動基本法）
(7) 禁止と罰則 など	<p>非営利活動法人に対しても同条の刑を科する。</p> <p>●第49条 次の各号の一に該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第7条第1項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。 2. 第14条において準用する民法第51条第1項の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。 3. 第23条第1項又は第25条第6項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 4. 第28条第1項の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。 5. 第29条第1項の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。 6. 第35条第1項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。 7. 第35条第2項又は第36条第2項の規定に違反したとき。 8. 第40条において準用する民法第70条第2項又は第81条第1項の規定に違反して、破産宣告の請求をしなかったとき。 9. 第40条において準用する民法第79条第1項又は第81条第1項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。 10. 第41条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 <p>●第50条 第4条の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>万ウォン（約60万円）以下の罰金に処する。</p> <p>●第20条 ボランティア団体及びボランティアセンターが、第5条の規定による政治活動などの禁止義務を違反した場合には、「公職選挙法」第255条第1項第11号の規定により罰則を適用する。</p> <p>【ボランティア活動基本法】</p>

(注) この表は、NPO法（日本）を基準に、韓国の「非営利民間団体支援法」（施行令）及び「ボランティア活動基本法」の内容を合わせて再構成したものである。

おわりに

本稿の課題は、非営利の市民活動に対する法的枠組みの日韓比較として、日本の「特定非営利活動促進法」（NPO法）と韓国の「非営利民間団体支援法」及び「ボランティア活動基本法」を中心に考察を行うことであった。市民社会における非営利の市民活動という同じ活動を対象としながら、それを規定する法的枠組みには相当の相違があり、その原因として市民社会の形成過程の歴史性・文化性などが存在することが明らかになった。

法律の目的などの内容については、表5の内容参照に譲り、ここではNPO・NGO活動の全体にかかわる基本法の日韓比較から導かれた諸特徴を次の4点で集約することとする。その4点とは、①市民活動の性格、②担い手、③活動内容、④財政支援における相違である。

まず、NPO・NGOなど市民社会の胎動に関する政治経済的条件の違いがもたらす市民活動の性格の相違を指摘することができる。例えば、日本の市民活動が1995年の阪神淡路大震災を直接なきっかけとして浮上してきたのに対し、韓国のNGO活動は、1960年代以降の反独裁運動の連続戦上において形成された社会改革運動の一環として成長してきた点である。

こうした社会条件の相違は必然的にその担い手にも影響を与える。そのため、日本の市民活動が多様な大衆を基盤としていることに対し、韓国のそれは特定の層によって運営されているのが特徴である。

3つ目は、活動の内容である。日本の市民活動において、定款に違反しない限り、政治活動への自由が保障されているのに対し、韓国の市民活動はそれが厳しく制限されているのが特徴である。

4つ目の財政支援の場合、市民活動に対する公的な支援は韓国の方が組織的に行われているが、既述のとおり、一部の特定団体への支援に傾斜しており、官主導の市民活動と批判される理由もここにある。

韓国のNGO活動の代表的存在である朴元淳さんは、NGOをはじめとする両国の市民活動について、次のように述べている。すなわち、「総論に強く各論に弱いのが韓国の市民運動とするならば、各論に強く総論に弱いのが日本の市民運動である。韓国の市民運動が戦略的な地点を爆撃し社会変化を誘導する空軍であるならば、日本のそれは、下から1

つ1つ変えていく陸軍とでもいえる」⁽³¹⁾。

いずれにしても、国家や政府といった官に対する依存度が高い両国における市民活動に対する期待は大きい。「政治的参加としての市民運動」（韓国）と「社会的参加としての市民活動」（日本）という特徴を学びあい、これからの社会運用に活用していくことが期待されているといえる。

（シン ヨンチョル （財）地方自治総合研究所特別研究員）

(31) パク、ウォンスン（Park, Wonsoon）『朴元淳弁護士の日本市民社会紀行：変わり者を求めて』アルケ出版、2001。

【資料1】

非営利民間団体支援法

(制定2000年1月12日、法律第6118号)

第1条（目的）

この法律は、非営利民間団体の自発的な活動を保障し、健全な民間団体としての成長を支援することにより非営利団体の公益活動の増進とともに民主社会発展に寄与することをその目的とする。

第2条（定義）

この法律において「非営利民間団体」とは、営利の追求ではない公益活動を遂行することを主な目的とする民間団体として、次の各号の要件を満たす団体をいう。

1. 事業の直接受益者が不特定多数であること
2. 構成員の相互間の利益配分をしないこと
3. 事実上特定政党又は選出職候補を支持・支援することを主たる目的とし、又は特定宗教の教理伝播を主な目的として設立・運営しないこと
4. 常時の構成員数が100人以上であること
5. 最近1年以上の公益活動実績を有すること
6. 法人でない団体の場合には代表者又は管理人がいること

第3条（基本方向）

国家又は地方自治団体は、非営利民間団体の固有の活動領域を尊重しなければならないが、創意性・専門性を発揮し公益活動に参加できるように積極的に努力しなければならない。

第4条（登録）

この法律が定めた支援を受けようとする非営利民間団体は、その主な公益活動を主管する長官（以下、主務長官という。）、特別市長・広域市長又は道知事（以下、市・道知事という。）に登録を申請しなければならないが、登録申請を受けた主務長官又は市・道知事はその登録を受理しなければならない。

2. 主務長官又は市・道知事は、非営利民間団体が第1項の規定により登録される場合には、官報又は広報にこれを掲載すると同時に行政自治部長官に通知しなければならない。登録を変更する場合にも同様である。

第5条（非営利民間団体に対する支援等）

非営利民間団体の活動は、自律性が保障されなければならない。

- 2 行政自治部長官又は市・道知事は、公益活動に参加する非営利民間団体に対して必要な行政支援及びこの法律が定める財政支援を行うことができる。

第6条（補助金の支援）

行政自治部長官又は市・道知事は、第4条第1項の規定により登録された非営利民間団体（以下、登録非営利民間団体という）に対して他の法律により補助金を交付する事業以外の事業として公益活動を推進するための事業（以下、公益事業という。）に対する所要経費を支援することができる。

- 2 第1項の規定により支援する所要奇異費の範囲は、事業費を原則とする。
- 3 第1項の規定により支援する補助金に関しては、この法律において別途に定めた場合を除き、「補助金の予算及び管理に関する法律」⁽³²⁾を準用する。

第7条（支援事業の選定等）

行政自治部長官又は市・道知事は、毎年登録非営利民間団体が参加できる公益事業の支援に関する社会的需要を把握し、大統領令が定める基準により、第6条の規定により支援できる公益事業の類型を決定する。

- 2 行政自治部長官又は市・道知事は、第1項の事業類型の中から公益事業選定委員会が決定するところにより個別的な支援事業及び支援金額を定める。この場合、個別的な支援事業の選定は、公開競争方式を原則とする。
- 3 第2項の規定による公益事業選定委員会は、国会議長又は当該市・道議会議長が推薦した3人と登録された非営利民間団体が推薦した関係専門家で構成する。
- 4 行政自治部長官は、毎年第1項及び第2項に規定された事項を含む具体的な選定基準を作成し、第8条の規定による事業計画の提出期限2月前に公告し、又は非営利民間団体に通知しなければならない。
- 5 第2項の規定による公益事業選定委員会の委員資格、構成及び運営に関して必要な事項は、大統領令で定める。

(32) 「補助金の予算及び管理に関する法律」とは、1963年の補助金管理法（法律第1431号）を1986年に法律名称等を全面改正した法律（第3874号）である。法律の目的は、「補助金予算の編成・交付申請・交付決定及び使用に関する基本的な事項を規定することにより効率的な補助金予算の編成とその適正な管理を期すること」（法第1条）とされており、この法律における補助金は、「国家以外の者が行う事務又は事業に対して国家がこれを助成し又は財政上の援助を行うために交付する補助金（地方自治団体に対するものとその他の法人又は個人の施設資金ないし運営資金に対するものをいう）・負担金（国際条約による負担金は除く）・その他の相当な反対給付を受けないで交付する給付金として大統領令が定めるもの」をいう。

第8条（事業計画書の提出）

登録非営利民間団体が公益事業を推進するために補助金の交付を受けようとするときは、事業の目的と内容、所要経費、その他の必要な事項を記載した事業計画書を当該会計年度3月末まで行政自治部長官又は市・道知事に提出しなければならない。

第9条（事業報告書の提出）

登録非営利民間団体が第8条の規定による事業計画書により事業を完了したときには、次の会計年度1月末まで事業報告書を作成し、行政自治部長官又は市・道知事に提出しなければならない。

第10条（徴税減免）

登録非営利民間団体に対しては徴税特例制限法及びその他の徴税に関する法令が定めるところにより徴税を減免することができる。

第11条（郵便料金の支援）

登録非営利民間団体の公益活動に必要な郵便物に対しては郵便料金の一部を減額することができる。その内容と範囲に関する事項は大統領令で定める。

第12条（補助金の還収）

行政自治部長官又は市・道知事は、事業計画書に虚偽の事実を記載し、又は不正な方法により補助金の交付を受けた非営利民間団体に対しては、その団体に交付された補助金を還収する。交付された補助金を事業報告書に記載した用途でない他の用途に使用した場合においても同様である。

- 行政自治部長官又は市・道知事は、第1項の規定により還収を行う場合において、補助金を返還する非営利民間団体が期限内にこれを返還しなかった場合は、国税滞納処分又は地方税滞納処分の例によりこれを徴収する。

第13条（罰 則）

事業計画書に虚偽の事実を記載し、又は不正な方法により補助金の交付を受けた者は、3年以下の懲役又は1千万ウォン（約120万円）以下の罰金に処する。

- 交付された補助金を事業計画書に記載した用途でない他の用途に使用した者は、1年以下の懲役又は5百万ウォン（約62万円）以下の罰金に処する。

附 則（第6118号、2000年1月12日）

この法律は、公布後3月が経過した日から施行する。

【資料2】

非営利民間団体支援法施行令

(制定2000年4月17日、大統領令第16783号)

第1条(目的)

この大統領令(以下、令という。)は、非営利民間団体支援法から委任された事項とその施行に関して必要な事項を規定することを目的とする。

第2条(定義)

この令でいう「事業費」とは、非営利民間団体支援法(以下、法という。)により補助金を受け遂行する公益事業で所要される人的・物的経費をいう。ただし、人的経費は、団体の任・職員に対する報酬ではない実費性格の経費に限る。

第3条(登録手続き)

法第4条第1項の規定により登録を申請しようとする非営利民間団体のうち、その事業範囲が2以上の特別市・広域市又は道(以下、市・道という。)にわたっており、2以上の市・道に事務所を設置・運営している団体の場合には、その主な公益活動を主管する長官(以下、主務長官という。)に、その他の場合には当該団体の事務所が所在している市・道の特別市長・広域市長又は道知事(以下、市・道知事という)に別紙第1号書式による登録申請書に、次の各号の書類を添付して提出しなければならない。

1. 会則1部
2. 当該年度及び前年度の総会会議録各1部
3. 当該年度及び前年度の事業計画・収支予算書、前年度の決算書各1部
4. 会員名簿1部

2 第1項の規定による登録申請書を受付した主務長官又は市・道知事は、登録申請書を受付した日から30日以内に、非営利民間団体の要件を満たす団体に対し別紙第2号書式による登録証を交付し、別紙第3号書式の登録台帳にこれを記載しなければならない。

3 第2項の規定により登録証を交付した主務長官又は市・道知事は、直ちに官報又は市・道の広報にこれを掲載し、その事実を行政自治部長官に通知しなければならない。

4 法第4条第2項の後段における「登録を変更する場合」とは、次の各号の場合をいい、登録の変更申請に関しては第1項ないし第3項の規定を準用する。この場合、主務長官又は市・道知事は従前の登録証を回収し、別紙第1号書式による登録変更申請書を受付けた日から受付した日か

ら10日以内に新しい登録証を交付しなければならない。

1. 団体の名称を変更する場合
2. 代表者又は管理人を変更する場合
3. 主な事務所所在地を変更した場合（市・道を異にした場合をいう。）
4. 主な事業を変更した場合

第4条（登録の取消）

主務長官又は市・道知事は、第3条の規定により登録された非営利民間団体が法第2条の規定による非営利民間団体としての要件を満たすことができなくなったときにはその登録を取り消すことができる。

- 2 第1項の規定により登録を取消した主務長官又は市・道知事は、直ちに官報又は市・道の広報にこれを掲載し、その事実を行政自治部長官に通知しなければならない。
- 3 主務長官又は市・道知事が第1項の規定により登録を取り消しようとするときは、行政手続法による聴聞を実施しなければならない。

第5条（公益事業の類型）

法第7条第1項の規定による公益事業の類型は、次の各号のとおりである。

1. 国家又は市・道の事業と重複しない事業
2. 国家又は市・道の政策に対し補完・上昇効果を有する事業
3. 全国的又は市・道単位で推進すべき事業

第6条（公益事業選定委員会の構成）

法第7条の規定による公益事業を選定するために行政自治部長官又は市・道知事所屬下に公益事業選定委員会（以下、委員会という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長1人を含む10人以上15人以内の委員で構成し、委員長は委員の中から互選する。
- 3 委員は、次の各号の一に該当する者として、国会議長又は当該市・同議会議長が推薦する者3人と登録された非営利民間団体が推薦する者のうちから、行政自治部長官又は市・同知事が委嘱する者とする。
 1. 非営利民間団体において任・職員として5年以上活動している者
 2. 大学並びに公共研究機関の非営利民間団体関連分野において副教授以上又はこれに相当する職位の経歴を有する者
 3. 3級（市・道の場合は4級）以上の公務員として民間協力業務に関する実務経験を有する者
 4. 非営利民間団体の活動経歴を有する判事・検事・弁護士又は公認会計士
- 4 委員長と委員の任期は、2年とする。

第7条（委員会の運営）

委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

- 2 委員会の会議は、在籍委員の過半数の出席で開議とし、出席委員の過半数の賛成で議決する。
- 3 委員会の会議は、委員長が招集し、又は行政自治部長官又は市・道知事の要請がある場合はこれを開催する。
- 4 委員会は、第8条第1項各号の事項を考慮し、次の各号の事項を審議・議決する。
 1. 支援事業の選定及び支援金額の決定
 2. 当該年度支援事業の評価方向
 3. その他の支援事業の審査・選定及び評価過程等において提起される重要事項

第8条（事業選定及び支援金額の決定）

行政自治部長官又は市・道知事は、次の各号の事項を考慮し、法第7条第2項の規定による個別的な支援事業を選定しなければならない。

1. 独自性
 2. 経済性
 3. 波及効果
 4. 社会問題解決及び住民欲求充足度
 5. 申請予算内訳の妥当性及び自体負担比率
 6. 前年度の事業評価結果
 7. 団体の専門性・責任性・開発性及び最近の公益活動実績等
- 2 行政自治部長官又は市・道知事は、次の各号の事項を考慮し、法第7条第2項の規定による支援金額の決定をしなければならない。
1. 事業類型別配分金額
 2. 審査成績
 3. 団体の前年度予算及び事業遂行能力
- 3 第2項第1号の事業類型別配分金額は、当該事業年度に提出された申請事業の数及び申請事業の金額を基準としこれを決定する。

第9条（選定基準の公告）

法第7条第4項の規定による選定基準の公告は、2以上の日刊新聞又は官報への掲載による。

第10条（事業計画書）

法第8条の規定による事業計画書には、次の各号の事項を含まなければならない。

1. 事業目的

2. 事業目的の達成のための事業推進方法
3. 事業推進日程等の細部推進計画
4. 期待効果
5. 事業費の執行計画
6. その他行政自治部長官が定める事項

第11条（事業報告書）

法第9条の規定による事業報告書には、次の各号の事項を含まなければならない。

1. 事業推進実績
2. 自体評価内容
3. 事業費支出の会計報告
4. その他行政自治部長官が定める事項

第12条（事業評価）

行政自治部長官又は市・道知事は、毎年当該年度の支援事業に対する評価を実施し、その結果を次の年度の支援事業に反映しなければならない。

第13条（行政支援及び協力）

行政自治部長官は、支援事業の効率的推進のために事業関連の主務長官又は市・道知事に対して必要な行政支援を要請することができる。

- 2 支援事業を遂行する非営利民間団体は、事業遂行のために必要な場合には、当該事業と関連のある公共機関等に対し業務と関連する事項等に関する協調を要請することができる。

第14条（郵便料金の減額）

第3条の規定により登録された非営利民間団体が公益活動のために使用する郵便物のうち、郵便料金の別・後納郵便物に対しては一般郵便料金の100分の25を減額する。ただし、情報通信部長官の告示で定めた減額率が100分の25を上回る場合にはその基準を適用する。

附 則（第16783号、2000年4月17日）

（施行日）

この令は、公布した日から施行する。

（経過措置）

この令の施行当時第8条第1項の規定による支援事業を遂行するために事業計画書を提出した団体は、第3条の規定により登録された非営利民間団体としてみなす。この場合、該当する団体は、当該年度支援事業の選定前まで第3条の規定による登録を終わらせなければならない。

【資料3】

ボランティア（志願奉仕）活動基本法

（制定2005年8月4日、法律7669号）

第1条（目的）

この法律は、ボランティア活動に関する基本的事項を規定することによりボランティア活動を振興し幸福な共同体建設に寄与することを目的とする。

第2条（基本方向）

ボランティア活動の振興のための政策は、次の事項を基本方向しなければならない。

1. ボランティア活動は、国民の協同的な参加能力を高める方向で推進しなければならない。
2. ボランティア活動は、無報酬性・自発性・公益性・非営利性・非党派性・非宗派性の原則のもとで行われなければならない。
3. すべての国民は、年齢・性別・障害・地域・学歴などの社会的背景に関係なく、誰もがボランティア活動に参加できるようにしなければならない。
4. ボランティア活動の振興のための政策は、民・官協力の基本精神をもとに推進しなければならない。

第3条（用語の定義）

この法律において使われる用語の定義は、次のとおりである。

1. 「ボランティア活動」とは、個人又は団体が地域社会・国家及び人類社会のために対価なく自発的に時間と努力を提供する行為をいう。
2. 「ボランティア」とは、ボランティア行為を行う者をいう。
3. 「ボランティア団体」とは、ボランティア活動を主な事業として行う又は支援するために設立された非営利法人又は団体をいう。
4. 「ボランティアセンター」とは、ボランティア活動の開発・奨励・連携・協力などの事業を遂行するために法令と条例などにより設置された機関・法人・団体などをいう。

第4条（国家及び地方自治団体の責務）

国家及び地方自治団体は、ボランティア活動の振興に関する施策を策定し、国民のボランティア活動を奨励・支援しなければならない。

第5条（政治活動及び禁止義務）

第14条・第18条及び第19条に根拠し支援を受けるボランティア団体及びボランティアセンター

はその名義又はその代表の名義で特定政党又は特定人の選挙運動をしてはならない。

2 「選挙運動」とは、「公職選挙法」第58条第1規定による選挙運動をいう。

第6条（他の法律との関係）

ボランティア活動の振興などについては他の法律に特別な規定がある場合を除き、この法律の定めに従う。

第7条（ボランティア活動の範囲）

この法律の適用を受けるボランティア活動の範囲は次のとおりである。

1. 社会福祉及び保健増進に関する活動
2. 地域社会開発・発展に関する活動
3. 環境保全及び自然保護に関する活動
4. 社会的弱者階層の権益増進及び青少年の育成保護に関する活動
5. 教育及び相談に関する活動
6. 人権擁護及び平和実現に関する活動
7. 犯罪予防及び先導に関する活動
8. 交通及び基礎秩序啓道に関する活動
9. 災難管理及び災害救護に関する活動
10. 文化・観光・芸術及び体育振興に関する活動
11. 腐敗防止及び消費者保護に関する活動
12. 公明選挙に関する活動
13. 国際協力及び海外ボランティア活動
14. 公共行政分野の事務支援に関する活動
15. その他の公益事業の遂行又は住民福利の増進に関する活動

第8条（ボランティア振興委員会）

ボランティア活動に関する主要政策を審議するために国務総理所属下に関係部署及び民間専門家で構成するボランティア振興委員会を置く。

2 ボランティア振興委員会は、次の事項を審議する。

1. ボランティア活動の振興のための政策方向の設定及び協力・調整
2. ボランティア活動の振興のための国家基本戦略計画と年度別施行計画に関する事項
3. ボランティア活動のための制度改善に関する事項
4. その他のボランティア活動の振興に関する事項

3 第2項の規定により審議事項を事前に検討し、関係機関との協議事項を整理するためにボラン

ティア振興委員会に実務委員会を置くことができる。

- 4 ボランティア振興委員会及び実務委員会の構成・組織及び運営に関する必要事項は大統領令で定める。

第9条（ボランティア活動の振興に関する国家基本計画の策定）

行政自治部長官は、関係中央行政機関の長と協議し、ボランティア活動の振興のための国家基本計画（以下、基本計画という）を5年毎に策定しなければならない。

- 2 基本計画には、次の事項が含まなければならない。
 1. ボランティア活動の振興に関する基本方向
 2. ボランティア活動の振興に関する推進日程
 3. 関係中央行政機関のボランティア活動に関する推進施策
 4. ボランティア活動の振興のために必要な財源の調達方法
 5. その他のボランティア活動の振興のために特に必要と認められる事項

第10条（年度別施行計画の策定）

関係中央行政機関の長と地方自治団体の長は、基本計画に従い年度別施行計画を策定・施行しなければならない。

第11条（学校・職場などのボランティア活動の奨励）

学校は、学生のボランティア活動を奨励し、指導・管理するために努力する。

- 2 職場は、社員のボランティア活動を促進するために努力する。
- 3 学校・職場などの長は、学生及び社員などのボランティア活動に対し、その貢献を認めることができる。

第12条（褒 賞）

国家及び地方自治団体は、国家と社会において顕著な功労を有するボランティア活動を行ったボランティア、ボランティア団体、ボランティアセンターなどに対し、大統領令が定めるところにより褒賞することができる。

第13条（ボランティアの日及びボランティア週間）

国家は、国民のボランティア活動に対する参加を促進し、ボランティアの士気を高めるために毎年12月5日をボランティアの日として定め、ボランティアの日から1週間をボランティア週間として設定する。

- 2 ボランティアの日及びボランティア週間の行事について必要事項は大統領で定める。

第14条（ボランティアの保護）

国家及び地方自治団体は、ボランティア活動が安全な環境の中で行われるように努力しなけれ

ばならない。

- 2 ボランティアに対する保険の加入などの保護の種類と内容に関して必要事項は、大統領令で定める。

第15条（ボランティア活動の管理）

ボランティア活動及びボランティアセンターは、ボランティアに対する教育訓練及び安全対策などが体系的に管理できるように努力しなければならない。

第16条（国・公有財産の活用）

国家及び地方自治団体は、「国有財産法」又は「地方財政法」の規定にかかわらず、ボランティア活動の振興のために、ボランティア団体及びボランティアセンターにおいて大統領令が定める特定事業を遂行するために国・公有財産を必要と認める場合には、これを無償で貸出又は使用させることができる。

第17条（韓国ボランティア協議会）

ボランティア団体は、全国単位のボランティア活動を振興・促進するために、次のような活動のための韓国ボランティア協議会を設立することができる。

1. 会員団体間の協力及び事業支援
 2. ボランティア活動の振興のための対国民広報及び国際交流
 3. ボランティア活動と関連する政策の開発及び調査・研究
 4. ボランティア活動と関連する政策の建議
 5. ボランティア活動と関連する情報の連携及び支援
 6. その他のボランティア活動の振興と関連し、国家及び地方自治団体から委託された事業
- 2 第1項の規定により韓国ボランティア協議会は法人とする。
 - 3 韓国ボランティア協議会は、定款を作成し、行政自治部長官の認可を得て、登記することにより設立される。
 - 4 韓国ボランティア協議会の組織と運営に関して必要事項は、大統領令で定める。

第18条（ボランティア団体に対する支援）

国家及び地方自治団体は、ボランティア団体の活動に必要な行政的支援を行うことができ、「非営利民間団体支援法」により事業費を支援することができる。

第19条（ボランティアセンターの設置及び運営）

国家機関及び地方自治団体は、ボランティアセンターを設置することができる。この場合、ボランティアセンターを法人として運営するか、又は非営利法人に委託し運営しなければならない。

- 2 第1項の後段の規定にかかわらず、ボランティア活動を効率的に推進するために必要と認めら

れる場合には、国家機関及び地方自治団体が運営することができる。

- 3 国家は、ボランティアセンターの設置・運営が活性化されるよう努力しなければならない、地方自治団体は、ボランティアセンターの運営に必要な経費を支援することができる。
- 4 ボランティアセンターの長は、資格要件とボランティアセンターの組織及び運営などに関して必要事項は大統領令で定める。

第20条（罰 則）

ボランティア団体及びボランティアセンターが、第5条の規定による政治活動などの禁止義務を違反した場合には、「公職選挙法」第255条第1項第11号の規定により罰則を適用する。

附 則（第7669号、050804）

（施行日）

この法律は、公布後6月が経過した日から施行する。

（社団法人韓国ボランティア協議会に関する経過措置）

この法律の施行当時、「民法」第32条の規定により設立された社団法人韓国ボランティア協議会は、この法律のよる韓国ボランティア協議会としてみなす。ただし、この法律の施行後の6月以内に定款を変更し、行政自治部の認可を受けなければならない。